

市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 殿
教 育 事 務 所 長

茨城県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校における不祥事根絶に向けた取組の徹底について（通知）

今般、教職員による不祥事が続いていることは、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼が失墜したと言っても過言ではない、極めて深刻な事態です。

昨年度も、別添写しのとおり、令和 5 年 7 月 25 日付け教改第 322 号通知「学校における不祥事根絶に向けた取組の徹底について」においてお知らせしたところであり、また各学校においても不祥事防止に向けた取組を行っていただいているところですが、未だ根絶に至らない現状は極めて遺憾です。

再発防止の徹底を図っていくためには、すべての教職員が、不祥事を自分事として捉え、自身の行為が教育全体に影響するということを強く意識し、不祥事ゼロに向けた取組を徹底することが求められます。

については、各学校において、これまでの様々な取組の再確認とともに、今後のさらなる対応強化に向けて主体的に検討の上、下記の取組を実施していただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いいたします。

記

【今後の取組】

○ 動画視聴

- ・ 令和 6 年 7 月 16 日（火）実施の「教職員による盗撮等の根絶に向けた研修会」（各学校長、副校長、教頭等向け）の動画視聴
→ 教育情報ネットワーク「ポータルシステム」の「07_義務教育課」「教職員による盗撮等の根絶に向けた研修会」フォルダより視聴
【動画視聴可能期間】令和 6 年 7 月 17 日（水）から令和 6 年 7 月 31 日（水）まで

○ 各学校における対応策の検討、学校HPへの掲載（8月23日（金）までに）

- ・ 上記動画視聴後、各学校において研修会等を実施
- ・ 学校ごとの不祥事防止対策をまとめ、学校HPに掲載（学校長名入り）

【参考】

○ 生徒に対する「わいせつな行為」防止校内ルールの策定

- ・ 長野県梓川高等学校
(<https://www.nagano-c.ed.jp/azusa-hs/img/r4%20waisetukouibousi.pdf>)

<問い合わせ先>

茨城県教育庁学校教育部

教育改革課	人材育成担当	029-301-5329
義務教育課	人事担当	029-301-5220
高校教育課	人事担当	029-301-5256
特別支援教育課	人事・計画担当	029-301-5275

教 改 第 322 号
令和 5 年 7 月 25 日

市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 殿
教 育 事 務 所 長

茨城県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校における不祥事根絶に向けた取組みの徹底について（通知）

今般、教職員による飲酒運転が、昨年 12 月に続き再び発生したことは、令和 5 年 7 月 19 日付教改第 308 号、義教第 1203 号、高教第 1078 号、特教第 351 号「飲酒運転の根絶について（通知）」にてお知らせしたところです。

事案の当事者である小学校教諭に対しては、本日、懲戒免職処分を決定しました。

言うまでもなく、教職員による不祥事は、当該個人の処分のみにとどまらず、その軽率な行動によって、教職員と児童生徒、また保護者と学校との間で構築された信頼関係を一瞬で失墜させ、職全体にとって極めて不名誉となるものです。

一度失われた信頼の回復は容易ではないことから、本県教育関係者が一丸となり、繰り返し不祥事防止に取り組んできたところですが、未だ根絶に至らない現状は大変遺憾です。

子どもたちが安心して学べる学校であるために、そして自らの職責を全うするために、教職員一人ひとりが「自分も不祥事を起こし得る」という意識と、「自分の職場から不祥事を起こさせない」という決意をもって、不祥事ゼロに向けた取組みを徹底することが求められます。

各学校においては、これまでの様々な取組の再確認とともに、下記の強化策の例示を参考に、今後のさらなる対応強化に向けて主体的に検討の上、改めて不祥事の防止に取り組まれるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれては、上記通知にて依頼したとおり、貴自治体の取組の再点検のほか、今後の対応を主体的にご検討の上、貴管下各学校及び教職員に対する指導を重ねてお願いいたします。

記

1 強化策の例示

- 事案別に校内ルールを策定

〔参考〕長野県岡谷東高校「飲酒運転を防止するための校内ルール」

(<https://www.nagano-c.ed.jp/okahihs/newtop/insyuuntenkonzetu.pdf>)

- 「よく見る場所」への注意喚起資料掲出

〔参考〕教育庁内の取組み例：メール送信に係る注意喚起

(別添【参考 1】をラミネート加工し、各職員個人が机上の目につくところに貼付)

- 動画視聴
 - ・ 令和2年度茨城県教委作成研修動画『教職員不祥事未然防止研修 「当事者意識」を忘れることなかれ』 (<https://youtu.be/XDHD1V-tb5A>)

<内容> Part 1	不祥事再現ドラマ (わいせつ、飲酒運転)	約 15 分
Part 2	講話 (茨城大学大学院 金丸 隆太 准教授)	約 17 分
- 過去の通知、資料の再確認、内容の共有
 - ・ 「茨城県県立学校 管理職のためのサービス管理ハンドブック (R2作成)」(「県立学校教職員の「飲酒運転根絶」に向けた3つの取組」「不祥事防止のためのチェックリスト」(別添【参考2】等)
 - ・ R2.8.7付教総第400号「不祥事根絶に向けた新たな取組みについて(通知)」添付資料「教職員不祥事の原因と防止対策について」(別添【参考3】)
 - ・ 「One IBARAKI」「コンプライアンスだより」各号 等
- 研修の充実・強化(外部講師を招いたテーマ別研修の実施等)

<問い合わせ先>

茨城県教育庁学校教育部

教育改革課	人材育成担当	029-301-5329
義務教育課	人事担当	029-301-5220
高校教育課	人事担当	029-301-5256
特別支援教育課	人事・計画担当	029-301-5275
保健体育課	学校体育担当	029-301-5353

！外部のアドレスにメール送信する際は、以下の点に注意すること！

・ To、Cc 送信先のメンバーは適切ですか？

→ 他者のメールアドレスを見ることのできない Bcc で送信する。

<NG> 学校説明会に参加を希望した生徒及び保護者への連絡を、Cc で送信した。

・ 送信先のチェックはしましたか？

→ 担当者以外の複数人で送信先アドレス等を確認する。

<NG> 前任者が送ったメールを確認せずに再利用した。

・ メールアドレスは確認しましたか？

→ メールアドレスはコピペ、入力は慎重に行う。

<NG> 送信先メールアドレスの英字1字を誤って入力したまま、大会参加申込書を送信した。

・ 添付ファイルの中身は確認しましたか？

→ 添付ファイル等にも、個人情報が含まれていないことを確認する。

→ 名簿等を添付し、受信先で名前等がわかる状態であっても、Bcc で送信する。

<NG> 研修参加者名簿を添付したメールを、研修参加者宛てに Cc で送付した。

	To	Cc	Bcc
送信側の意識	この人に送る	To の人に送っています 参考に見てください	一斉に送っています
受信側の意識	【ほかの受信者から アドレスが見える】 この人が主たる受信先	【ほかの受信者から アドレスが見える】 この人は副担当、参考回覧	【ほかの受信者から アドレスが見えない】 ←の To、Cc のアドレスのみ見える

県立学校教職員の「飲酒運転根絶」に向けた3つの取組

高校教育課・特別支援教育課

令和2年、これまでも教職員による飲酒運転の根絶に向けて様々な取組を実施してきたにもかかわらず、約半年の間で5名の教員が飲酒運転や飲酒運転同乗等により検挙され懲戒処分（免職2名，停職3名）を受けました。

児童生徒に指導する立場にある教員が飲酒運転を行うことは、児童生徒・保護者・県民の皆様の信頼を大きく損なう行為であり、絶対にあってはなりません。

飲酒運転をする理由には、遵法精神が希薄で、取り締まりに遭わず事故さえ起こさなければよいと考えて運転してしまう場合や、飲酒運転は危険だから今日は車を置いてタクシーで帰ろうと思っけていても、飲んでしまうと考えが変わり、このぐらいなら大丈夫と思っけて飲酒運転をしてしまう場合などが考えられます。

飲んでいる人の判断は信用できません。飲酒運転の根絶のためには、飲酒している人が自動車等を運転できない環境に置くことでしか防ぎようがありません。

このため、教職員一人一人が次の3点を遵守し、飲酒運転防止を徹底します。

1 飲酒する場合は、車を使用しないこと

- ・公私を問わず酒席に参加し飲酒する場合は、原則自動車等を使用せず、家族の送迎や公共交通機関等を利用すること。
- ・自宅の最寄り駅に駐車した後、公共交通機関を利用することや、帰宅方法として運転代行を前提とした参加も控えること。
- ・自宅で飲酒後、十分な時間をおかずに運転することは絶対にあってはなりません。

2 車を使用している人には飲酒を勧めないこと

- ・職場の懇親会等に、飲酒をしない前提で自動車等を使用した教職員に対し、「運転代行を利用したら」や「車を置いて帰れば」などと唆し飲酒を勧めないこと。
- ・なお、当日自動車等を使用している人を飲み会に誘わないこと。

3 節度ある飲酒を心がけること

- ・自動車等を運転する前日には、過度な飲酒を避けるとともに、日ごろから自らの体調や体質に合った飲酒を心がけること。

不祥事防止のためのチェックリスト

項 目	はい	いいえ
教育公務員として、その職務を遂行するに当たり職務上の義務があることを理解しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
職務上の義務として、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務があることを理解した上での行動がとれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
職務上の義務として、勤務時間中は、全力を挙げて職務に専念しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
教育公務員として、身分上の義務（信用失墜行為の禁止・守秘義務・政治的行為の制限・争議行為の禁止・営利企業等従事制限）があることを理解しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
教育公務員として、勤務時間の内外を問わず、より厳しい倫理観・規範意識・遵法意識が求められていることを意識した行動がとれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
勤務時間外であれば、「この程度なら大丈夫だろう」といった考えで安易な行動をすることはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過度の飲酒や遊興にふけったりして職務に影響を及ぼすなど、教育公務員としてふさわしくない行為を行わないよう日頃から心掛けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
不祥事を起こした場合、教育全体、学校、児童生徒、保護者、家族、自らのその後の生活等に対して取り返しのつかない重大な影響を及ぼすことを認識しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
教育公務員として、児童生徒の人格形成を支援する重大な責務を担っているという自覚を持っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の教職員の言動に気になることがあれば黙認せず、直接注意したり、管理職へ報告するなどの行動がとれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
衝動的な感情や欲求をコントロールしたり、普段の生活の中でストレスをためない工夫をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
児童生徒との関係において、偏見や恋愛感情を持ったりして不適切な関係とならないよう日頃から心がけているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

教職員不祥事の原因と防止対策について

【参考3】

種別ごとの発生原因

※以下の件数は過去5年間（H27～R1）に発生した累積（管理監督者に対する処分は除く）

	被処分者の属性					事情聴取における被処分者コメント					主な原因	
	校種別	年齢層	男	女								
わいせつ (22件)	小	5(3)	20代	8	8	<ul style="list-style-type: none"> ・義務と高校はほぼ同数 ・<u>20代、30代の若手が多い</u> ・<u>全て男性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ①「様々な研修を受けたが、当事者意識で考えることができなかった」 ②「重大な事態という認識はあったが、生徒と一緒に時間を過ごしたいという気持ちが強かった」 ③「性行為に至ったのは生徒が自分を慕ってくれていると思ったから」 ④「最初は恋愛感情もなく、不遇な家庭環境であることを不憫に思った」 ⑤「罪悪感がなかったわけではないが、行為の時は恋愛感情が上回った」 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者意識の欠如 (①) 身勝手な考え (②③④) 自制心の欠如 (⑤) 				
	中	6(1)	30代	7	7							
	高	10(1)	40代	4	4							
	特	1	50～	3	3							
飲酒運転 (8件)	小	3	20代	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・校種に偏りは無い ・<u>50代以上のベテランが多い</u> ・<u>ほぼ男性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ①「ほんの少しの距離なので大丈夫だろうと思ったし、検挙されなければ良いだろうという気持ちがあった」 ②「指導を受けていたので飲酒運転はいけないことはわかっていた」 ③「前夜は通常より多く飲み、当日の朝も妻からアルコール臭いことを指摘されたが、自ら自動車を運転してしまった」 ④「アルコールと抗うつ剤で意識が朦朧として自分をコントロールできなかった」 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者意識の欠如 (①②③) ストレス過多 (④) 				
	中	3	30代	1	1							
	高	2	40代	1	1							
	特		50～	5	5							
窃盗 (6件)	小	1(1)	20代			<ul style="list-style-type: none"> ・高校が多い ・<u>40代の中堅が多い</u> ・男女差はない 	<ul style="list-style-type: none"> ①「現金は1万円程所持していたが、魔が差してしまった」 ②「公務外ということもあり、私服になって気が緩んでいた」 ③「学校コンプライアンス委員会では管理職から何度も同じ話があり、「毎回会議で同じ話があるが、なんでこんなにあるのかな？」と他人事のように思っていた」 ④「保護者面談などもあり疲れていた」 	<ul style="list-style-type: none"> 気の緩み (①②) 当事者意識の欠如 (③) ストレス過多 (④) 				
	中		30代	1	1							
	高	4(2)	40代	5	3				2			
	特	1	50～									
体罰 (17件)	小	6	20代	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校と高校が多い ・<u>30代以上の各年代で万遍なく発生</u> ・<u>ほぼ男性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ①「自分が伝えたいことが伝わっていないことへの苛立ちや怒りから」 ②「服装の乱れを注意した際に生徒が笑ったため、その態度に立腹して」 ③「自分の指導に従わないことへの苛立ちから手を出してしまった」 ④「ノックバッドのグリップエンドで叩くのは体罰ではないという認識であった」 ⑤「「体罰をした」という認識はなく、指導の範疇だった」 	<ul style="list-style-type: none"> 自制心の欠如 (①②③) 定義の理解不足 (④⑤) 				
	中	2	30代	6	5				1			
	高	9(3)	40代	4	4							
	特		50～	5	5							
公金横領等 (6件)	小事	1	20代			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>出納事務を担当する事務職が多い</u> ・<u>30代が多い</u> ・<u>ほぼ男性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ①「職員室の机の引き出しに現金を封筒に入れた状態で保管していたことは不適切な対応であった」 ②「活動費の請求手続き時に、必要な領収証を偽造し、現金を受領した」 ③「保護者のお金という罪悪感があったが、競馬をしているときはそのことを忘れていた」 ④「大学生の時からパチンコ等にお金を注ぎ込んでしまっていた」 	<ul style="list-style-type: none"> 現金取扱いという旧態依然の事務手続き (①②) ギャンブル依存症 (③④) 				
	中事	1	30代	4	3				1			
	高事	2	40代									
	高教	2(2)	50～	2	2							